

平成 28 年 12 月

お客様各位

〒162-0837

東京都新宿区納戸町 2 5 - 1

日本計量会館内

日本硝子計量器工業協同組合

TEL : 03-3268-4847

FAX : 03-3235-4847

E-mail : jckumiai@aioros.ocn.ne.jp

水銀使用計測器の適正廃棄についてのお願い

平素は、「ガラス製温度計」のご使用につきまして「日本硝子計量器工業協同組合」の製品をご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。

さて、水銀による環境の汚染の防止に関する法律が平成 27 年 3 月閣議決定され、同年 6 月に可決・成立しております。

以前より当業界で製造しております「ガラス製温度計、水銀を重りとした浮ひょう、フォルタン気圧計」に水銀を使用している製品がございます。当業界としましても水銀代替の製品化と共に出来得る限り水銀を使用しないよう鋭意努力をいたしておりますが、水銀でないと計測器として性能維持できない領域がございます。

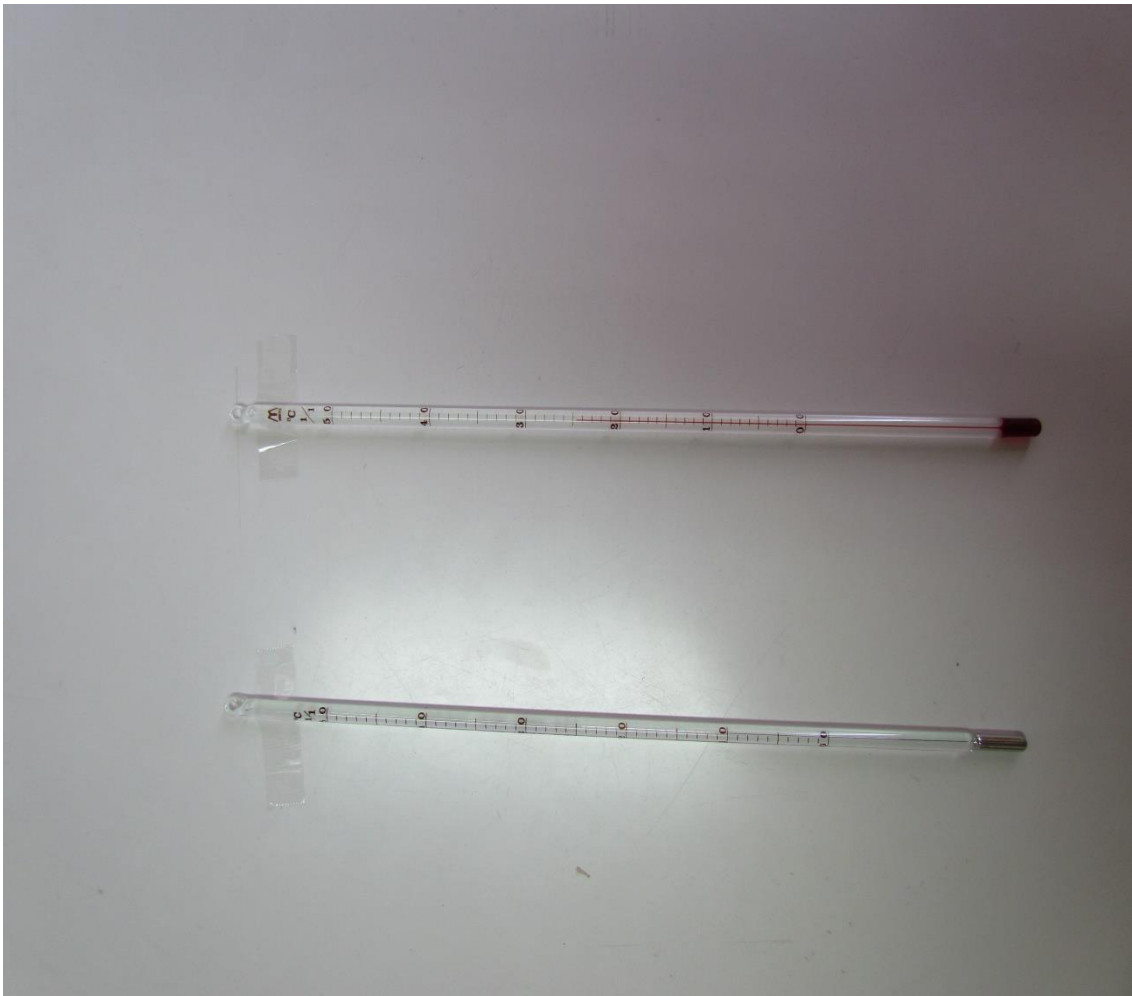
お客様におかれましては、水銀使用計測器を廃棄される場合には、廃棄物処理法に基づき適正に廃棄されているものと存じますが、あらためまして徹底ご協力をお願いする次第でございます。

現況をご理解いただき、ご対応宜しくお願い申し上げます。

ガラス製水銀温度計の廃棄について

日本硝子計量器工業協同組合は、水銀に関する水俣条約を踏まえ、既存の使用済みガラス製水銀温度計に廃棄に係る情報を提供いたします。

- ・ガラス製温度計の中には、水銀を使用した製品があります。
- ・当組合としては、以下の方策に取り組んでいます。
 - 製品カタログに対する水銀使用の記載
 - 取扱い説明書に対する水銀使用の記載
- ・また、感温部から目盛部までどなたでも目視することができ、その性能を確認することができます。



ガラス管の中の毛細管に感温液を封入、目盛は表面に刻まれております。
(赤色液は、水銀ではなく、赤い色で染色したアルコール、白灯油などです)

- ・なお、廃棄の際は、産業廃棄物として廃棄事業者にご相談の上、廃棄してください。お求め先などにご相談願います。
- ・その他、不明な点があれば、当組合までお問い合わせください。

法律に関するリンクは下記の通りです。

- ・経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/main/rules.html>
- ・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/mail.html>
- ・水銀汚染防止法の掲載場所（環境省のホームページに掲載されています）
<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.html>